

1006798

トライアル雇用支援 奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象労働者

- ▽ 若年者など（45歳未満の人）
- ▽ 中高年齢者（45歳以上65歳未満の人）
- ▽ 障がいのある人
- ▽ いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度により、試行的に雇用された人

奨励金の額 一人につき、月額1万2500円（最大3カ月間）

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課

商工振興係 内線50005

【交付内容】

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円（9万円）	1年	第1～2期 各9万円 (各4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者			
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者	36万円（18万円）	1年 6カ月	第1～3期 各12万円 (各6万円)
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

人を雇用した市内中小企業者に左表のとおり奨励金を交付します。

労働保険の加入手続き

※交付期間（6カ月）ごとに交付。（一）内は短期間労働者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）に対する交付金額

■一人でも雇つたら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です
強化期間 労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室、または最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。
問合せ 群馬労働局労働保険徴収室 内線50005
3 4

■除雪機等購入費補助金 除雪作業に使用する除雪機などの購入費用を補助します。
補助率 購入費用の10分の8（限度額30万円）

対象 ▽町、区、班を単位とする団体
▽10戸以上が共同して除雪を行う団体

条件 ▽購入した機械の維持管理および運転などに係る経費は補助対象外

▽機械取得日から10年が経過するまで、譲渡や交換、廃棄、その他の処分は不可
申請期間 来年1月29日（金）
申請方法 交付申請書に必要書類を添付し、建設課管理係へ
■除排雪活動協力助成金 除排雪活動に協力した機械所有者に対し、助成金を支給します。
対象 除雪機などの所有者
支給額 除排雪活動一回につき3000円（2時間程度）
条件 申請書兼請求書に除排雪活動を行った地区の区長（地区委員）の確認印が必要
申請方法 除排雪活動協力助成金支給申請書兼請求書を建設課管理係へ
支給日 月に一回、前月20日までの申請に対して翌月支給
問合せ 建設課管理係 内線41024103

(広告)